

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：72622

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330006

研究課題名(和文) イスラーム法の近代的变化に関する基礎研究：オスマン民法典の総合的研究

研究課題名(英文) Basic Study on Sharia and Modernity: Comprehensive Study on the Ottoman Civil Code

研究代表者

大河原 知樹 (OKAWARA, Tomoki)

公益財団法人東洋文庫・研究部・研究員

研究者番号：60374980

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 7,100,000円、(間接経費) 2,130,000円

研究成果の概要(和文)： 研究計画に従い、年9回(最終年度のみ4回)の研究会を開催し、オスマン民法典(メジェッレ)アラビア語版の日本語訳を検討した。最終的に、売買篇(第101～403条)および賃約篇(第404～611条)の訳出・検討を終えた。全体の約3分の1の翻訳が完了したこととなる。

翻訳作業と並行して、さまざまな言語によるメジェッレの本文、注釈、研究書や研究論文を調査し、購入・複写によって収集した。

アラビア語版メジェッレの文字データを入力し、翻訳作業の利便性を高めた。期間内にメジェッレのアフガニスタン、マレーでの継受の事例研究発表を開催した。

研究成果の概要(英文)： We held study meetings nine times regularly a year (four times in the final year), and examined the Arabic text of the Ottoman Civil Code (Mecelle). In the end, we finally finished translating the Book on Sales (art. 101-403) and the Book on Hiring and Leasing (art. 404-611) into Japanese. We completed one third of the whole text of Mecelle.

We also carried out investigations into texts, commentaries, monographs and articles related to Mecelle in various languages, and collected a part of them by purchase, photocopying and the other methods.

We made electronic data of the Arabic version of Mecelle text, and improved our research by its use. We had some research presentations on adaptation of Mecelle in Afghanistan and Malay.

研究分野：法学

科研費の分科・細目：基礎法学

キーワード：イスラーム法 民法 比較法 近代 オスマン帝国

1. 研究開始当初の背景

(1) 1839年から始まるオスマン帝国のタンジマート改革期に制定された法の多くが、西洋法の流れを汲む近代法であったのに対して、特に債権・契約法については例外的にイスラーム法(シャリーア)に基づくオスマン民法典(メジェッレ：以下、M法典)が制定された。M法典は1922年のオスマン帝国滅亡後も、多くの中東諸国で通用しつづけた。M法典の歴史的な位置づけや実際の運用に関しては、同じジャンルと言える家族法に比べてきわめて少なかった。

(2) M法典の総合的な研究を妨げてきた最大の理由は、分量の多さ(全1851条)もさることながら、近代法領域では、英語、フランス語、ラテン語、イスラーム法に関してはアラビア語、M法典正文に関してはトルコ語が必須である。専門分野で言えば、イスラーム法、民法、比較法、さらにはイスラーム法廷、オスマン帝国史、アラブ地域研究に関する知識を必要とする。したがって、これらの分野の専門家による共同研究が必要となる。

(3) 近年のイスラーム復興を背景として、中東各国ではイスラーム法への注目と再評価が進んでいる。いわゆるイスラーム主義者の中には、近代法に代えてイスラーム法にもとづく法の制定を主張する者もいるが、M法典はその成功例の一つとみなされている。しかしながら、M法典が純粋にイスラーム法によって構築されたかについては、厳密な検証が必要であるが、それに関する実証的な研究はほとんどない。

(4) 日本では特に遅れた領域と言っているイスラーム法研究を進めるためには、イスラーム法に関する基礎研究を進めるためには、近代におけるイスラーム立法に方法論の点からも、実社会への影響の点からも重要な役割を果たしたM法典の基礎研究が不可欠であると認識するに至った。

2. 研究の目的

(1) 上記のような研究上の問題点を踏まえて、本研究は、M法典を総合的に研究するため、まずその日本語訳を作成することを主眼に置いた。具体的には、イスラーム法の専門家、比較法や契約法の専門家、イスラーム法廷制度の専門家による研究グループによって、M法典条文を一つ一つ丹念に精査し、翻訳を作成するとともに、関連する問題点を討論する。そのプロセスにおいて、当該分野に興味をもつ研究者や弁護士等の実務専門家との連携も模索する。

(2) 翻訳作業と並行して、M法典関連資料(本文、各国語訳、注釈、研究書、研究論文等)について国内外で調査し、購入、複写他の手段を用いて収集する。

(3) M法典の電子データを作成し、またM法典で用いられている法律用語を網羅する語彙集を作成する。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、定期的開催される研究会において、研究代表者、研究分担者および研究協力者たちが、会合前に予め作成されたアラビア語版M法典の日本語訳について、時間をかけて討議し、訳文を確定させる形式で進められた。

(2) M法典の注釈書3種類(アリー・ハイダルによるオスマン・トルコ語の注釈書、同書のアラビア語訳、サリーム・パーズによるアラビア語注釈書)については、イスラーム法の専門家がそれぞれ担当し、他の参加者は当該条文の英訳、フランス語訳並びに他の訳文も検討しつつ、厳密に解釈を施した。近代法の専門家は、西洋および日本の現行法を参考に、適当な訳語を提案した。

(3) 確定した訳文は、語彙集作成やメール討論などにより適宜フィードバックしつつ、検討をさらに加えた。

(4) 発表者を募り、M法典の外部世界での継受についての研究発表の場も設け、M法典の歴史的な位置づけを確定する作業の一助とする。

4. 研究成果

(1) 初年度と第2年度にそれぞれ9回、最終年度に4回、計22回の研究会を開催した。当初予定よりも、条文の分量や内容が多く、訳文確定にも時間がかかったため、訳出作業は難航した。最終的に、売買篇(第101~403条)および賃約篇(第404~611条)の訳出・検討を終えた。全体の約3分の1の翻訳が完了したこととなる。これが、期間内におけるもっとも重要な研究成果であり、訳注付で全文を公開予定である。M法典の重要な部分である当該箇所を訳出した意義は大きい。残りの部分の訳出についても、今後継続することが望まれる。

(2) 条文の検討を通じて明らかになったことは多岐にわたる。

数例をあげると、日本民法や比較法の専門家からは、ハナフィー派イスラーム法の売買の特性として、(1) 売買契約の5分類の特殊性(適正な契約、不適正な契約、有効な契約、効力未定の契約、無効な契約)、(2) 売買契約における売買目的物の引渡しと受領の規定の多様性が、また、売買・賃約に共通する特性として、選択権の種類多様性(約定選択権、性状選択権、支払選択権、実見選択権、瑕疵選択権等)が指摘された。

一方、イスラーム法専門家からは、既存学説の裏付けとなる条文の確認が指摘された。たとえば、M法典では、時代の要請に合わせるような「新しい」法解釈(タハイユル：選択)が行われたとされる。その具体的な条文として、製造物供給契約(イスティスナー)を規定した7章4節389条がある。当該条文は、それまでのハナフィー派の多数派説は「不適正な契約」とされてきた、製造物の期日が明示されない製造物供給契約を「適正な

契約」と定めている。これに関して、アリー・ハイダル以外の注釈書の多くは、16世紀半ば頃に没した法学者クヒスターニーの法学書にしたがう解釈とするが、アリー・ハイダルは、当該書にはそのような記述はないとする。当該条文起草に関する委員会の議事録がほとんど残っていないため、詳細は不明だが、起草委員会を代表したジェヴデト・パシャの上申にあるとおり、「現状と公益」「人々の慣行」を考慮した可能性が高い。

なお、訳文を検討した結果として明らかになった問題点は、各研究会で作成された覚書に記録されており、訳注作成に際して活用された。

(3) アラビア語版M法典のアラビア文字データを入力し、翻訳作業の利便性を高めた。重要なイスラーム法用語についてはデータを記録、蓄積した上で専門用語集を作成した。

(4) 期間内に、近藤信彰(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所准教授)「19世紀アフガニスタンにおける法廷制度をめぐって『カーディー達の基礎』の位置」(2012.11.23: 於東洋文庫) 桑原尚子(高知短期大学教授)「MejelleとMajalah Ahkam Johor」(2013.7.28: 於高知短期大学)の2つの研究発表を行った。それぞれM法典がオスマン帝国外のアフガニスタンとマレーでどのように継受されたかという事例を扱い、M法典のアラブ諸国での継受との比較上、重要な視点・論点を提供した。

(5) 翻訳作業と同時に国内外でM法典関連の研究書、論文の調査を実施した結果、さまざまな言語によるM法典の本文、注釈、研究書や研究論文が確認され、その一部を購入・複写・ウェブからのダウンロード等によって収集した。主な書籍としては、アラビア語訳3種類、英訳2種類(Grigsby, Hooper)、アルメニア語訳1種類、ギリシア語訳1種類、である。特に、アラビア語訳はAH1297(1879/80)年にイスタンブールのジャワイブ出版から刊行された初版、および今までどの研究でも言及されなかったことのないAH1302(1884/85)年刊行の貴重なベイルート版を入手することに成功した。他にもアラビア語、オスマン・トルコ語を中心として、多数の刊本、写本を複写等によって入手した。これらは、世界でも有数のM法典関連コレクションであるが、収集を継続してさらに充実したコレクションにしていく作業が望まれる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計23件)

大河原 知樹、ヨーロッパ・グローバルゼーションとイスラーム世界 イギリス、オスマン帝国、ユダヤ人、渡辺昭一編 アジア遊学 165 ヨーロッパ・グローバルゼーシ

ョンの歴史的位相 「自己」と「他者」の関係史、勉強出版、査読無、2013、175-188

堀井 聡江、イスラームにおける法の概念 中東を中心に、国際哲学研究 別冊 2 法 概念の時間と空間(東洋大学国際哲学研究センター)、2013、査読無、31-40

磯貝 健一、近代中央アジア・イスラーム法廷文書の世界、歴史と地理、査読無、661、2013、21-30

伊藤 知義、ロシア民法における不動産善意取得制度 日本民法 94 条 2 項類推適用法理との対比を中心に、比較法雑誌、47 巻 2 号、査読無、2013、29-60

伊藤 知義、契約締結の強制について、中央ロージャーナル、9 巻 4 号、査読無、2013、43-60

伊藤 知義、ロシア民事訴訟における当事者主義と職権主義、社会体制と法、査読無、13、2013、2-18

宮下 修一、アジアにおける消費者撤回権の比較法的研究の意義 姚海放副教授の論文の解題を兼ねて、静岡法務雑誌、査読無、5、2013、37-45

宮下 修一、民法から 説明義務違反・適合性原則(民・商法の溝を埋める Part.2)、法学セミナー、査読無、696、2013、18-21

宮下 修一、適合性原則違反の判断基準とその精緻化、松浦好治・松川正毅・千葉恵美子(編)、市民法の新たな挑戦、査読無、2013、115-147

大河原 知樹、ヨーロッパ・グローバルゼーションとオスマン帝国 イギリスとオスマン帝国の外交関係を中心に、ヨーロッパ・グローバルゼーションと諸文化圏の変容 研究プロジェクト報告書 V、東北学院大学オープン・リサーチ・センター、査読無、2012、313-328

堀井 聡江、イスラームにおける法の概念 中東を中心に、国際哲学研究 別冊 2 法 概念の時間と空間、東洋大学国際哲学研究センター、査読有、2012、31-40

伊藤 知義、ロシアにおける公正な裁判と欧州人権裁判所、比較法研究、査読無、74、2012、85-97

宮下 修一、中小事業者と消費者法をめぐるとる裁判例の動向、現代消費者法、査読無、17、2012、4-14

宮下 修一、消費者契約法における「消費者」性の判断基準、民事研修(民事研修編集室)、査読無、2-11

宮下 修一、現場にみる成年後見制度の問題点 ヒアリング調査から、現代民事判例研究会(編)、民事判例 2012 年前期、査読無、112-123

宮下 修一、適合性原則と民事責任(2・完) 国民生活研究、査読無、52/2、2012、34-55

宮下 修一、適合性原則の理論的考察 民事責任のあり方を中心に、消費者法ニュース、査読無、92、2012、373-376

宮下 修一、適合性原則と民事責任(1)、

国民生活研究、査読無、52/1、2012、1-19
HORII, Satoe, Pre-emption and Private Landownership in Modern Egypt: No Revival of Islamic Legal Tradition, *Islamic Law and Society*, 査読有、18/2、2011、177-218
ISOGAI, Ken'ichi, Seven Fatwa Documents from Early 20th Century Samarqand: The Function of Mufti in the Judicial Proceedings Adopted at Central Asian Islamic Court, *日本中東学界年報*, 査読有、27-1、2011、259-282
21 磯貝 健一, ウズベキスタンの「イスラーム法廷文書」, *ユーラシア研究*, 45、2011、58-60
22 MIURA, Toru, Preface (Special Feature: Theory and Practice of Sharia Courts: between Universality and Localization), *日本中東学会年報*, 査読有、27-1、2011、207-208
23 MIURA, Toru, The State of Training and Research in Middle Eastern Studies in Japan, *Asian Research Trends New Series*, 6、2011、85-110

〔学会発表〕(計14件)

OKAWARA, Tomoki, The 'Ottoman' Mecelle/Majalla Reconsidered, *NIHU Program for Islamic Area Studies, Forth International Conference 2013, New Horizons in Islamic Area Studies, Encounters, Reflections, and Collaborations*, 2013.11.23, Lahore, Pakistan

OKAWARA, Tomoki, Economic Conditions of Waqf Properties in Mid-nineteenth Century Damascus, *GDR Workshop, De la pratique a la norme - de la norme a la pratique: gestion des waqfs et d'autres fondations*, *TELEMME-MMSH*, 2013.7.7, Aix-en-Provence, France

堀井 聡江, シャリーアの時効制度におけるカーヌーンの影響, *日本オリエント学会第55回大会*, 2013.10.27, 京都外国語大学

堀井 聡江, イスラーム法学史再考, *東京大学中東地域センター(UTMES)スルタン・カブス・グローバル中東研究寄付講座 2013年度中東イスラーム世界セミナー: 中東の社会と思想を読み解く*, 第2回, 2013.5.25, 東京大学駒場キャンパス

MIURA, Toru, A New Approach to Analyze the Waqf Donation from Transregional and Comparative Viewpoints, *MESA 2013 Roundtable, The Need to Compare: Going Beyond the Area Studies Approach for "Thinking Waqf"* organized by CNRS-GDRI-Waqf and Toyo Bunko, *The 47th Annual Meeting of Middle East Studies Association of North America*, 2013.10.11, New Orleans, Louisiana (USA)

AKIBA, Jun, Uniformity and Diversity of

Legal Practices in Late Eighteenth-Century Ottoman Anatolia: A Case Study on the Issue of Missing Husbands, 第47回北米中東学会 The 47th Annual Meeting of the Middle East Studies Association, 2013.10.12, New Orleans Louisiana (USA)

秋葉 淳, 18世紀オスマン帝国における法の適用と法学書の流通 アナトリアにおける地域的多様性, *日本オリエント学会第55回年次大会*, 2013.10.27, 京都外国語大学

秋葉 淳, カーディーの町, *カーディーの村 18世紀~19世紀初頭オスマン社会における支配者層参入の道*, *日本中東学会第29回年次大会*, 2013.5.12, 大阪大学豊中キャンパス

OKAWARA, Tomoki, Migration Movements and British Ottoman Diplomatic Relations, *International Committee of Pre-Ottoman and Ottoman Studies (CIEPO, Comité International d'Études Pré-Ottomanes et Ottomanes)*, 20th Symposium, *New Trends in Ottoman Studies*, 2012.6.27, University of Crete, Rethimno, Greece

堀井 聡江, イスラームにおける法概念「中東を中心に」, *東洋大学国際哲学センター第2ユニット主催公開シンポジウム「法の時間と空間 法の多様性とその可能性を探る」*報告, 2012.12.15, 東洋大学

堀井 聡江, 中東の近現代法とシャリーア, *東京第一弁護士会現代中近東法研究部会講演会*, 2012.6.26, 法曹会館

堀井 聡江, オスマン民法典(マジャッラ)翻訳プロジェクト イスラーム法研究におけるその意義, *2012年度アジア法学会春季研究大会*, 2012.6.17, 関西大学

OKAWARA, Tomoki, Reproduction of Ottoman 'Middle Class'? : An Analysis of "Middle Class" Family Marriage Strategy in the Late and Post Ottoman Damascus, *International Workshop, In the 'Middle' of Society: Social Transformations and the Appearance of New 'Middle Classes' in the Urban Centres of the Middle East (ca 1500 to 1900)*, 2011.11.12, American University of Cairo, Cairo, Egypt

MIURA, Toru, Islamic and Middle Eastern Studies in Japan: In Search of Interactive and Comparative Area Studies, *Lecture at the Leiden University Centre for the Study of Islam and Society (LUCIS)*, 2011.11.17, the Leiden University Centre for the Study of Islam and Society (LUCIS), Leiden, The Netherlands

〔図書〕(計13件)

堀井 聡江, 第7章 ムハンマド・カドリ - 『ムルシド・アル=ハイラーン』 イスラ

ーム法学の近代、柳橋博之(編)、イスラーム 知の遺産、東京大学出版会、2014、191-219

磯貝 健一、第5章 シャリーア法廷裁判文書の作成システム 帝政期中央アジアのカーディーと「タズキラ」、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)、シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会、臨川書店、2014、130-165、xx-xxii

伊藤 知義、第9章 社会主義ソ連時代における民事裁判のあり方 客観的眞実主義と裁判所積極主義、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)、シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会、臨川書店、2014、230-255、xxx

宮下 修一、第10章 ウズベキスタンにおける「法」の役割 担保法整備支援事業にみる一断面、堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一(編)、シャリーアとロシア帝国 近代中央ユーラシアの法と社会、臨川書店、2014、256-276

大河原 知樹、オスマン帝国時代のシリア「暗黒時代」史観の修正、黒木英充(編著)、シリア・レバノンを知るための64章、明石書店、2013、94-99

大河原 知樹、ムハンマド・クルド・アリー あるシリア・ナショナリストの肖像、黒木英充(編著)、シリア・レバノンを知るための64章、明石書店、2013、106-108

大河原 知樹、ユダヤ教 古の宗教社会の「黄昏」、黒木英充(編著)、シリア・レバノンを知るための64章、明石書店、2013、165-170

奥田 敦、第8章 ガバナンスと宗教：体制転換の狭間に学ぶ、市川顕・奥田敦・稲垣文昭(編著)、体制転換とガバナンス、ミネルヴァ書房、2013、193-212

大河原 知樹、オスマン帝国の税制近代化と資産税 19世紀前半のダマスカスの事例、鈴木董(編)、オスマン帝国史の諸相、東洋文化研究所・山川出版社、2012、321-351

堀井 聡江、イスラーム法をめぐる用語 イジュティハード/ファトワー、床呂郁哉・西井涼子・福島康博(編)東南アジアのイスラーム、東京外国語大学出版会、2012、194-95

堀井 聡江、5. イスラーム：法学派、世界宗教百科事典編集委員会(編集委員長：井上順孝)(編)、世界宗教百科事典』、丸善出版、2012、178-79

三浦 徹、イスラーム世界は何を語りかけるか、小林誠・熊谷圭知・三浦徹(編)、グローバル文化学：文化を越えた協働、法律文化社、2011、106-122

秋葉 淳、オスマン帝国の制定法裁判所制度 ウラマーの役割を中心に、鈴木董(編)、オスマン帝国史の諸相、東洋文化研究所・山川出版社、2012、294-320

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大河原 知樹 (OKAWARA, Tomoki)

(財) 東洋文庫・研究部・研究員

研究者番号：60374980

(2) 研究分担者

堀井 聡江 (HORII, Satoe)

桜美林大学・リベラルアーツ学群・専任講師

研究者番号：20376833

(平成25年度より准教授)

磯貝 健一 (ISOGAI, Ken'ichi)

(財) 東洋文庫・研究部・研究員

研究者番号：40351259

伊藤 知義 (ITO, Tomoyoshi)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：00151522

宮下 修一 (MIYASHITA, Shuichi)

静岡大学・法務研究科・准教授

研究者番号：80377712

(平成24年度より教授)

奥田 敦 (OKUDA, Atsushi)

慶應義塾大学・総合政策学部・教授

研究者番号：50224150

(3) 連携研究者

三浦 徹 (MIURA, Toru)

(財) 東洋文庫・研究部・研究員

研究者番号：00199952

秋葉 淳 (AKIBA, Jun)

(財) 東洋文庫・研究部・研究員

研究者番号：00375601